

仕事と生活の両立支援促進事業 企画提案書等作成要領

1 企画提案書の記載事項について

(1) 「企画提案書」について

貴社の本事業の進め方について、次の事項等をご提案ください。

項目	提案内容
1 事業全体の方針・進め方	<p>(1) 事業全体の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施体制、類似事業の受託実績を様式3に記載すること。 <p>(2) 考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関する貴社の考え方を記載すること。 <p>(3) 事業の実施方法（工程・スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業全体の工程・スケジュールについて記載すること。
2 事業の内容及び実施方法	<p>次に記載する内容について具体的に記載すること。</p> <p>【タウンミーティング】</p> <p>(1) タウンミーティングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ、開催時期、場所、内容、講師・コーディネーター・事例発表企業の選定、所要時間等を具体的に記載すること。 ・オンラインの参加者とのコミュニケーション方法について記載すること。 <p>(2) 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシのデザイン案（イメージ）を記載すること。 ・チラシの他、WEB、SNS 等効果的な広報の手法・内容について記載すること。 <p>【ワーク・ライフ・バランス推進運動】</p> <p>(1) 賛同事業所募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛同募集の方法及び対象者を具体的に記載すること。 <p>(2) 新規賛同事業所の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規賛同事業所の開拓方法を具体的に記載すること。 <p>(3) 広報・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WEBサイトのデザイン案（イメージ）、サイトツリー等、具体的な構成内容を記載すること。 ・広報に使用する媒体と説明を記載すること。 ・チラシ、ポスター、社内活用グッズ、ノー残業デーマークのデザイン案（イメージ）を記載すること。 ・その他、効果的な広報・周知方法があれば記載すること。 <p>(4) 運動取組効果測定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目案、実施時期、具体的な実施方法等を記載すること。
3 その他	<p>貴社独自の発想・創意工夫、ノウハウや専門知識を活用した本事業の実施に関するアピールポイントがあれば具体的に記載すること。</p>

(2) 企画提案にあたっての留意事項

- ア 企画提案は、1者につき1提案までとする。
- イ 書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ウ 提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- エ 提出された書類に関する一切の権利は、愛知県に帰属するものとする。

2 経費積算書について

経費積算書に計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限るものとし、本事業の目的・性質になじまない経費を計上することはできない。

対象事業経費（この一覧にないものは、県と協議すること）

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者にかかる人件費 【例】事務局スタッフ 等
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な出張にかかる経費
謝金	講師等謝金・旅費 等
物品購入費	事業に使用されることが特定・確認できるもの ※3万円以上の物品調達はリースとすること ※購入した物品の所有権は県に帰属する
消耗品費	文房具、P P C用紙、プリンタートナー等の購入にかかる経費
外注費	事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものの外注に要する経費 【例】デザイン費 等
印刷製本費	チラシ、報告書等の印刷製本に関する経費
広告宣伝費	広報活動にかかる経費 【例】新聞広告掲載料 等
使用料・賃借料	会場使用料、音響設備借上料、P Cリース料 等
補助職員人件費	事業に従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであった、他のいずれの区分にも属さないもの 【例】通信運搬費（電話代、郵送料、インターネット接続料、メール使用料） 等
III. 一般管理費	その他の事業との切り分けが困難なものについて、契約締結時において一定割合（10%以内）支払を認められる間接経費。